

平成21年6月8日

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目7番3号
トッパン・フォームズ株式会社
代表取締役社長 櫻 井 醜

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙またはインターネットにより議決権を行使することができます。

書面により議決権を行使される場合には、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」（41頁から44頁）をご参照くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年6月25日（木曜日）18時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、インターネットにより議決権を行使される場合には、同じく「株主総会参考書類」をご参照くださいまして、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」（45頁から46頁）記載の方法により議決権の行使をお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区東新橋一丁目7番3号
トッパンフォームズビル1階ホール

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項**
- (1) 第55期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第55期(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役1名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 重複行使の取扱い

書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

また、インターネットで議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。

以 上

**当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。**

本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.toppan-f.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項**(1) 事業の経過およびその成果**

当期におけるわが国経済は、米国発の金融危機にともなう世界同時不況、資源価格の高騰、急激な円高などによる企業収益の悪化に加え、個人消費の低迷もあり、景気後退が深刻化しました。

ビジネスフォーム業界におきましては、景気低迷に加えIT化による需要量の減少や、用紙価格高騰の影響を受け、厳しい経営環境が続きました。

このような状況のなかで、当社グループは、ビジネスフォームおよびデータ・プリント・サービス（DPS）の製品開発やサービスの充実、ICタグなど電子メディア関連のアプリケーション開発に積極的に取り組み、顧客が情報を活用する業務において、総合的なソリューションをご提供する体制を充実いたしました。また、顧客志向を徹底した企画提案型の販売活動と新規需要への対応を強化するとともに、事業活動全般にわたる効率化・合理化を推進いたしました。

主な事業展開といたしましては、ビジネスフォーム分野におきまして、環境に配慮するとともに、紙の使用量を削減して低コスト化をはかる省資源化製品を開発いたしました。

DPS分野におきましては、大量の通知物においても事前に書式を印刷する工程を省き、最新の高速デジタルプリンターで直接出力することによるコスト削減に取り組みました。あわせて、通知業務の周辺業務や文書の電子化など、受託領域の拡大をはかりました。また、個人情報保護に関する品質保証を充実するため、検査システムを独自開発するとともに、一貫生産体制の整備を推進しました。

電子メディア分野におきましては、IC関連に注力し、実用レベルの業務アプリケーションのラインアップを拡充いたしました。また、情報媒体の電子化を推進するため、印刷による電子部品製造技術の開発に着手いたしました。

環境問題への対応につきましては、資源やエネルギーの無駄を省く製品の開発に加え、当社グループにおきましては環境マネジメントシステム（EMS）を運用し、環境負荷低減に向けた活動を推進いたしました。

また、個人情報保護に関しましては、個人情報取扱事業者として経営の最重要課題ととらえ、その機能の強化につとめております。当期におきましては、これまで事業所単位で取得していた「プライバシーマーク」の認証を全社一括で取得し、管理体制を一層充実いたしました。

以上の結果、当期の連結売上高は、2,358億円（前期比3.2%増）、経常利益は168億円（前期比4.6%増）、当期純利益は87億円（前期比0.4%増）となりました。

部門別の概況は次のとおりであります。

印刷事業

ビジネスフォームでは、IT化に加えコスト削減による需要量の減少はあったものの、制度変更に対応した帳票類改定の積極的な取り込みなどにより、微減となりました。

DPSでは、金融業界や官公庁における法改正、制度変更にともない、通知業務が量的に増加するとともに、周辺業務の受託を拡大いたしました。また、白紙に異なる画像やテキストを直接プリントする、フルカラーでパーソナルな通知物を拡販し、好調に推移いたしました。

電子メディア関連ではタスポカードの発行など個人認証用ICカードや、資産管理向けICタグの拡販などにより好調な伸びとなりました。

以上の結果、印刷事業全体では順調に推移いたしました。

商品事業

サプライ品は、環境に配慮した消耗品を中心に拡販し、微増となりました。

また、事務機器関連等につきましては、大型封入封緘機などの拡販につとめましたが、企業の設備投資抑制の影響もあり微増にとどまりました。

業務運用管理受託事業は、システムの統合化や共同化などの業務を積極的に取り込み、堅調に推移いたしました。

以上の結果、商品事業全体は微増となりました。

(セグメント別売上高)

区 分	前 期		当 期		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	増減額	増減率
印刷事業	百万円	%	百万円	%	百万円	%
	176,897	77.4	183,519	77.8	6,622	3.7
(内DPS)	(71,505)	(31.3)	(77,559)	(32.9)	(6,053)	(8.5)
商品事業	51,668	22.6	52,375	22.2	707	1.4
合 計	228,565	100.0	235,895	100.0	7,330	3.2

(2) 資金調達の状況

当期の所要資金は主として事業収入および自己資金でまかないました。

(3) 当社グループの設備投資の状況

当期のグループ設備投資の総額は97億円でした。成長を続けるDPS分野に重点を置き、高速フルカラープリンターや定形外封入封緘機を増設し、白紙からのダイレクトプリント出力や、増加する定形外封入物への対応力を強化しました。

(4) 当社グループの対処すべき課題

わが国経済は、世界同時不況による需要の減少により、輸出企業を中心に業績回復の見通しは厳しく、雇用環境の悪化による個人消費の低迷も懸念され、予断を許さない経営環境が続くものと予想されます。

ビジネスフォーム業界におきましても、顧客業務のIT化やネットワーク化に加え企業業績の低迷による印刷需要の減少や、価格競争の激化が懸念されるなど、引き続き市場環境は厳しいものと考えられます。

このような状況をふまえ当社グループは、ビジネスフォームとDPSで培った技術やノウハウに加え、顧客の通知業務の周辺領域を広範囲に受託する体制の構築や電子メディアの活用など、顧客の課題をワンストップで解決する総合的な情報管理ソリューションの提供をめざしてまいります。また、成長分野への重点投資と品質保証体制を一層強化するとともに、コスト構造の改革に取り組み、企業体質の強化と業績の向上につとめてまいります。

環境問題への対応につきましては、環境マネジメントシステム（EMS）の運用を徹底するとともに、エコロジー製品の開発・提供をとおして環境保全に貢献してまいります。

また、個人情報保護への対応につきましては、「プライバシーマーク」認証基準の遵守を核に、全社をあげて管理水準の向上をはかり、一層の強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第52期	第53期	第54期	第55期
	(平成17年度)	(平成18年度)	(平成19年度)	(平成20年度) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	212,326	219,197	228,565	235,895
経常利益 (百万円)	16,569	17,267	16,143	16,887
当期純利益 (百万円)	9,391	9,683	8,752	8,791
1株当たり当期純利益(円)	81.42	84.98	77.24	79.20
総資産 (百万円)	182,704	186,902	185,237	185,635
純資産 (百万円)	123,426	128,875	129,263	133,623
1株当たり純資産(円)	1,082.39	1,129.46	1,162.99	1,199.04

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は凸版印刷株式会社であり、当社の議決権を60.7%保有しております。

当社と親会社の間には製品の売買取引があります。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
トッパン・フォームズ東海(株)	100百万円	100.0%	ビジネスフォームの製造
トッパン・フォームズ・オペレーション(株)	100百万円	100.0%	コンピュータの運用・管理、プログラムの開発
トッパン・フォームプロセス(株)	100百万円	100.0%	コンピュータ関連帳票類の処理・加工
テクノ・トッパン・フォームズ(株)	100百万円	100.0%	フォーム処理機器類の販売および保守
トッパン・フォームズ・サービス(株)	50百万円	100.0%	製品の配送および保管
トッパン・フォームズ関西(株)	50百万円	100.0%	ビジネスフォームの製造、配送および保管業
トッパン・フォームズ西日本(株)	30百万円	100.0%	ビジネスフォームの製造、配送および保管業
山陽トッパン・フォームズ(株)	50百万円	100.0%	ビジネスフォームの製造
(株) ト ス コ	213百万円	69.7%	ソフトウェアの開発
(株) K C F	30百万円	100.0%	ビジネスフォームの製造
T . F . カ ン パ ニ ー 社	40百万HK\$	100.0%	海外事業に対する投資および育成
トッパン・フォームズ(香港)社	35百万HK\$	※100.0%	ビジネスフォームの製造および販売
トッパン・フォームズ(シンガポール)社	1,226千S\$	※100.0%	機器部品の販売ならびにビジネスフォームの製造および販売
トッパン・フォームズ・カード・テクノロジーズ社	2百万HK\$	※100.0%	カードの製造および販売

(注) ※印は、当社の子会社が所有する株式を含んだ比率となっております。

③ 企業結合の成果

連結対象子会社は上記の重要な子会社14社を含む24社、持分法適用会社は6社であります。

当連結会計年度の売上高は235,895百万円と前連結会計年度に比べ7,330百万円(3.2%増)の増収となりました。当期純利益は8,791百万円と前連結会計年度に比べ39百万円(0.4%増)の増益となりました。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、成長分野となるRFID等のシステム開発力を強化し、新分野へ事業拡大をはかるため、平成20年10月1日付でソフトウェア開発会社である株式会社トスコの株式の69.7%を議決権ベースで取得し、資本・業務提携いたしました。

(7) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

区 分	主 要 営 業 品 目
印 刷 事 業	連続フォーム、シートフォーム、応用用紙、統一伝票、封筒、カタログ、パンフレット、チラシ、カード、IC関連製品、電子メディア関連業務（電子ドキュメント、ウェブシステムなど）の受託など
	データ・プリント・サービス（DPS） 情報処理システムの開発受託、情報処理・情報発信の処理受託など デジタル・プリントオンデマンド（DOD）
	運送取扱業および倉庫業など
商 品 事 業	フォーム処理機・事務機器、システム機器、カード機器、紙製品（PPC用紙、タック紙・ラベル、デザインストック製品）、各種プリンター用サプライ、各種磁気メディア、設備・備品、情報処理に関するシステム設計・開発、プログラミング、オペレーションなど

(8) 主要な営業所および工場（平成21年3月31日現在）

	名 称	所 在	名 称	所 在
本 社		(東京都港区)		
国内事業所	営業統括本部	(東京都港区)	関西事業本部	(大阪府大阪市)
	製造統括本部	(東京都福生市)	中四国事業部	(広島県広島市)
	東日本事業部	(宮城県仙台市)	西日本事業部	(福岡県福岡市)
	中部事業部	(愛知県名古屋)		
国内工場	日野工場	(東京都日野市)	川本工場	(埼玉県深谷市)
	福生工場	(東京都福生市)		
国内研究所	中央研究所	(東京都八王子市)		
国内子会社	トッパン・フォームズ東海(株)	(静岡県浜松市)	トッパン・フォームズ関西(株)	(大阪府吹田市)
	トッパン・フォームズ・オペレーション(株)	(東京都港区)	トッパン・フォームズ西日本(株)	(福岡県福岡市)
	トッパン・フォームズプロセス(株)	(東京都江東区)	山陽トッパン・フォームズ(株)	(広島県東広島市)
	テクノ・トッパン・フォームズ(株)	(東京都港区)	(株)トスコ	(岡山県岡山市)
	トッパン・フォームズ・サービス(株)	(埼玉県所沢市)	(株)KCF	(兵庫県神戸市)
海外子会社	T. F. カンパニー社	(中国香港)	トッパン・フォームズ(香港)社	(中国香港)
	トッパン・フォームズ(シンガポール)社	(シンガポール)	トッパン・フォームズ・カードテクノロジー社	(中国香港)

(9) **従業員の状況（平成21年3月31日現在）**

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
7,357名	716名増

(注) 上記従業員数には臨時従業員1,359名（パートタイマー、アルバイト）を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,324名	53名増	40.1歳	17.1年

(注) 上記従業員数には臨時従業員290名（パートタイマー、アルバイト）を含んでおりません。

(10) **主要な借入先（平成21年3月31日現在）**

該当する借入先はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（平成21年3月31日現在）

- | | |
|---|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 400,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 115,000,000株 |
| (注) 発行済株式の総数には、自己株式(4,003,162株)が含まれております。 | |
| ③ 株 主 数 | 9,633名 |

(2) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主を含む上位10名の株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
凸 版 印 刷 株 式 会 社	67,419	58.6
日 本 ト ラ ス テ イ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	7,191	6.3
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,955	4.3
ト ッ パ ン フ ォ ー ム ズ グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	2,083	1.8
ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー	1,407	1.2
メロンバンク エヌエーアズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	1,315	1.1
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,146	1.0
ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー 505103	969	0.8
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タックス エグゼ ンブテド ペンション ファンズ	661	0.6
アールビーシー デクシア インベスターサービス バンクアカウント ルクセンブ ルゲ ノンレジデント ドメスティックレート	629	0.6

- (注) 1. 当社が期末において保有している自己株式4,003千株については、上記の表から除外しております。
2. 上記所有株式数のうち、信託業務にかかる株式数は次の通りであります。
- | | |
|---------------------|---------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株) | 7,191千株 |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株) | 4,955千株 |
| 資産管理サービス信託銀行(株) | 1,146千株 |
3. マラソン・アセット・マネジメント・エルエルビーから、平成20年10月6日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成20年9月30日現在で6,023千株を保有している旨の訂正報告を受けておりますが、当社として当該事業年度末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、マラソン・アセット・マネジメント・エルエルビーの大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

大量保有者	マラソン・アセット・マネジメント・エルエルビー
住所	Orion House, 5 Upper St. Martin's Lane, London WC2H 9EA, UK
保有株券等の数	株券 6,023,300株
株券等保有割合	5.24%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における会社役員が保有する新株予約権の状況

	第49回定時株主総会による決議		第50回定時株主総会による決議		第51回定時株主総会による決議	
決議年月日	平成15年6月27日		平成16年6月29日		平成17年6月29日	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		普通株式		普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個当たり100株)	28,700株		55,000株		71,000株	
新株予約権の個数および保有人数	(個数)	(人数)	(個数)	(人数)	(個数)	(人数)
取締役(社外取締役を除く)	287個	7名	550個	8名	710個	12名
社外取締役	— 個	— 名	— 個	— 名	— 個	— 名
監査役	—	—	—	—	—	—
新株予約権の発行価額	無償		無償		無償	
新株予約権行使時の払込金額 (1個あたり)	125,500円		157,500円		130,800円	
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日 ～ 平成21年6月30日		平成17年7月1日 ～ 平成22年6月30日		平成18年7月1日 ～ 平成23年6月30日	
新株予約権の行使の条件	注1		注1		注1	
新株予約権の取得事由および条件	注2		注2		注2	
新株予約権の譲渡制限	注3		注3		注3	

	第52回定時株主総会による決議		第53回定時株主総会による決議	
決議年月日	平成18年6月29日		平成19年6月28日	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数 (新株予約権1個当たり100株)	82,000株		100,000株	
新株予約権の個数および保有人数	(個数)	(人数)	(個数)	(人数)
取締役(社外取締役を除く)	820個	13名	1,000個	14名
社外取締役	— 個	— 名	— 個	— 名
監査役	—	—	—	—
新株予約権の発行価額	無償		無償	
新株予約権行使時の払込金額 (1個あたり)	173,400円		152,700円	
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日 ～ 平成24年6月30日		平成20年7月1日 ～ 平成25年6月30日	
新株予約権の行使の条件	注1		注1	
新株予約権の取得事由および条件	注2		注2	
新株予約権の譲渡制限	注3		注3	

注1. (新株予約権の行使の条件)

- ① 権利行使期間の初日の前日までの間、継続して当社の取締役役に在任していることを要する。
- ② 退任時：退任後1年間（退任時が新株予約権の権利行使期間以前であるときは、新株予約権の権利行使期間の初日の翌日から1年間）または新株予約権の権利行使期間の満了日のいずれか早く到来する日まで新株予約権を行使することができる。
- ③ 死亡時：死亡と同時に与えられた権利は失効するものとする。ただし業務災害による死亡の場合、新株予約権者が予め指定した1名の相続人は、相続開始時から1年間（相続開始時が新株予約権の権利行使期間以前であるときは、新株予約権の権利行使期間の初日の翌日から1年間）または新株予約権の権利行使期間の満了日のいずれか早く到来する日まで新株予約権を行使することができる。
- ④ その他権利行使の条件は、当社と当社取締役との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

注2. (新株予約権の取得事由および条件)

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき、当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得できる。
- ② 当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を無償で消却することができる。

注3. (新株予約権の譲渡制限)

新株予約権を譲渡、質入するには、当社取締役会の承認を要する。

(2) 当事業年度中に従業員等に対して交付した新株予約権の状況

該当なし

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成21年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	秋 山 正 法	
代表取締役社長	櫻 井 醜	
取締役副社長	河 野 通 剛	法務本部長および広報室、RM推進室担当
専務取締役	岡 田 弘 人	営業統括本部長
専務取締役	新 田 健 二	事業企画本部長、経理本部長、調達本部長および内部監査室担当
常務取締役	大 坪 尚 義	情報システム本部、技術本部、IT開発本部担当
常務取締役	宇 高 恵 一	中央研究所長および製品開発本部、システム開発本部担当
常務取締役	加 藤 栄 司	営業統括本部統括副本部長
常務取締役	玉 田 健 治	情報メディア事業本部長および事業開発本部、企画本部、商品事業部、オペレーション事業部、国際事業部担当
取締役	足 立 直 樹	凸版印刷株式会社代表取締役社長
取締役	森 茂 孝	営業統括本部統括副本部長
取締役	関 岡 修 次	関西事業本部長
取締役	西 志 村 卓	総務本部長
取締役	亀 山 明	製造統括本部長
取締役	黒 羽 二 朗	IMS事業本部長
常任監査役	永 田 明 裕	(常勤)
監査役	小 山 内 鏗 爾	(常勤)
監査役	澤 田 孝 志	(常勤)
監査役	佐 久 間 国 雄	東洋インキ製造株式会社代表取締役社長
監査役	外 山 孟	凸版印刷株式会社常任監査役

- (注) 1. 監査役永田明裕、佐久間国雄および外山孟の3氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役永田明裕氏は、凸版印刷株式会社の財務本部長、取締役財務本部長としての長年の経験から財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役外山孟氏は、凸版印刷株式会社の財務本部長、財務担当取締役としての長年の経験から財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 平成20年6月27日開催の第54回定時株主総会において、新たに関岡修次、西志村卓、亀山明、黒羽二郎の4氏が取締役に、永田明裕、小山内鏗爾の両氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。また、同日開催された監査役会において、永田明裕氏が常任監査役（常勤）に、小山内鏗爾氏が常勤の監査役に選定されました。

5. 事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

退任時の地位	氏 名	退任事由	退任年月日
取締役会長	福 田 泰 弘	任 期 満 了	平成20年6月27日
取締役副社長	小山内 鏗 爾	任 期 満 了	平成20年6月27日
専務取締役	杉 丈 夫	任 期 満 了	平成20年6月27日
取 締 役	元 原 利 文	任 期 満 了	平成20年6月27日

6. 取締役の役職の異動は次のとおりであります。

氏 名	新	旧	異動年月日
秋 山 正 法	代表取締役会長	代表取締役社長	平成20年6月27日
櫻 井 醜	代表取締役社長	取締役副社長	平成20年6月27日
河 野 通 剛	取締役副社長	専務取締役	平成20年6月27日
新 田 健 二	専務取締役	常務取締役	平成20年6月27日
加 藤 栄 司	常務取締役	取 締 役	平成20年6月27日
玉 田 健 治	常務取締役	取 締 役	平成20年6月27日

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外)	19名 (1名)	539百万円 (3百万円)
監 査 役 (うち社外)	5名 (3名)	50百万円 (19百万円)
合 計	24名	590百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第53回定時株主総会において年額4億5000万円以内(うち社外取締役2,000万円以内)とする固定枠と当期連結営業利益の1%以内とする変動枠の合計額以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月27日開催の第54回定時株主総会において年額7000万円以内と決議いただいております。
4. 取締役の員数には、平成20年6月27日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名(うち社外取締役1名)を含んでおります。
5. 小山内鏗爾氏は平成20年6月27日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任し、同日監査役に就任いたしました。同氏の報酬等は、上記取締役および監査役の報酬等の支給額の欄にそれぞれの額を、また員数は取締役および監査役の支給人員の欄にそれぞれ1名ずつ含めております。
6. 平成18年5月26日開催の取締役会の決議により役員退職慰労金制度を廃止し、平成18年6月29日開催の第52回定時株主総会において、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。これに基づき上記のほか、当事業年度中に退任した取締役4名に対し260百万円(うち社外取締役1名に対し7百万円)の役員退職慰労金を支給しております。また、当事業年度末現在の役員退職慰労金引当金の残高は、取締役8名に対し186百万円、社外監査役2名に対し7百万円であります。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の会社との兼任状況および当社と当該他の会社との関係

監査役佐久間国雄氏は、当社の取引先である東洋インキ製造株式会社の代表取締役を兼任しております。また、当社の親会社である凸版印刷株式会社の社外監査役を兼任しております。なお、当社は東洋インキ製造株式会社との間に原材料等の売買取引があります。

監査役外山孟氏は、当社の親会社である凸版印刷株式会社の常任監査役を兼任しております。また、株式会社文化放送、東京書籍株式会社およびタマポリ株式会社の社外監査役を兼任しております。なお、当社は凸版印刷株式会社との間に製品の売買取引があります。

(2) 親会社または親会社の子会社から当事業年度において役員として受けている報酬等の総額

監査役佐久間国雄氏は、凸版印刷株式会社から社外監査役の報酬等として60万円を受けております。

監査役外山孟氏は、凸版印刷株式会社およびその子会社から役員の報酬等として500万円を受けております。

(3) 責任限定契約の概要

締結しておりません。

(4) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	永田明裕	監査役就任後に開催された取締役会9回のうち9回、監査役会4回のうち4回に出席いたしました。監査について適宜必要な発言をいただきました。
監査役	佐久間国雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち9回、監査役会5回のうち5回出席いたしました。主に経営者としての経験と見識等を活かした意見の表明と、審議に関して必要な発言を行っております。
監査役	外山孟	当事業年度に開催された取締役会13回のうち8回、監査役会5回のうち4回出席いたしました。監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。

6. 会計監査人の現況

(1) 名称

あらた監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	70百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	70百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任することができるものとします。

また、上記の場合のほか、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、取締役が監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に上程いたします。

(4) 責任限定契約の概要

締結しておりません。

(5) 当該事業年度中に辞任または解任された会計監査人（株主総会の決議によって解任されたものを除く）に関する事項

該当ありません。

7. 業務の適正を確保するための体制

当社が「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」として決議した事項は、次のとおりであります。

内部統制システム構築に関する基本方針

1. 基本方針

当社は、社会益、会社益、個人益からなる企業理念である「三益一如」の下、総合情報管理サービス企業として社会からの信頼をより強固なものにするとともに、株主をはじめとするステークホルダーの満足度を高めるため、さらなる企業価値・株主価値の向上を目指している。そのために、全ての事業活動を自ら監視し、統制する仕組みを構築し、運用を通じて継続的な改善を図っていくことが最も重要であると認識している。

当社はこれらの達成に向けて会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び子会社の業務執行に関する体制及び監査に関する体制を以下のとおり整備し、その実現を図る。

2. 業務執行に関する体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確保するための体制

当社は、監査役会設置会社とし、取締役会の監督機能と監査役の監査機能を通じて、取締役の業務執行の適法性を確保する。

取締役会は、法令、定款及び「取締役会規則」に従ってこれを運営し、取締役は取締役会の決議に基づいて職務を執行することにより、適法性を確保するとともに、反社会的勢力と一切の関係をもたず、不当要求に対しては毅然とした対応をとる。

監査役は、法令、定款及び「監査役会規則」に基づき取締役の業務執行の適法性を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報について、法令、「取締役会規則」並びに「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき適切に保存し、管理する。

取締役及び監査役は、これらの情報を必要ときに閲覧できる。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及び子会社を取巻くさまざまなリスクを予見しそのリスクがもたらす経営的損失を予防するとともに、そのリスクが具体的な経営危機に発展した

場合においても被害の最小化、再発防止策等を効果的に講ずるため、「トッパンフォームズグループリスクマネジメント規程」を制定している。

具体的には、リスクマネジメント担当取締役を委員長とする全社統括リスクマネジメント委員会の下に、リスクカテゴリーごとの全社横断的な専門委員会と各事業部・子会社単位の組織別リスクマネジメント委員会を設け、それぞれが連携し、個別リスクに対応したマニュアルやガイドライン等を作成し、教育・研修等を通じてその周知徹底を図っている。

また、万一不測の事態が発生した場合は、被害の最小化を図るため本社内に緊急事態対策本部を設け、速やかに情報収集を行うとともに、被害の最小化を図るための対応策を決定し、その実施を統括する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

当社は、取締役、従業員が共有する全社的な経営目標（年度計画、中期経営計画）を定め、その達成のため事業部制を導入し、各事業部業績目標と実績を毎月開催される取締役会がレビューし、目標達成を阻害する要因を分析し、その要因の排除・低減する改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を図る。

さらに、各業務プロセスにおけるIT化を積極的に推進し、業務の効率性を高める。

(5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス基本規程として「トッパンフォームズグループ全社行動指針」並びに「部門別行動指針」を定め、この周知徹底を図ることで従業員の職務執行の適法性を確保する。そのために、全社統括RM委員会のもとにコンプライアンス委員会を設置し、法務本部とともに、法令遵守と企業倫理の確立を図る。さらに、各職場における行動指針の浸透を図るため、全社的にコンプライアンス推進リーダーを配置し、各職場における浸透活動を推進する。また、コンプライアンスの一環として、「反社会的勢力排除に関する基本方針」を定め、反社会的勢力の排除および不当な要求の拒絶のための体制を確保する。

また、事業部門から独立した内部監査部門として内部監査室を設置し、定期的に各事業部における業務執行状況を監査し、その結果を代表取締役、担当取締役及び監査役会に適時報告する。

さらに、法令違反の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うため、「トッパンフォームズグループ内部通報規程」に従い「企業倫理ホットライン」を設置する。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を策定し、この規程に則った経営を推進する。

また、関係会社社長会を定期的に開催し、情報の共有化を図るとともに、グループとしてのコンプライアンス体制の整備と経営の効率化に努める。

さらに、当社は方針説明会等により、グループ会社の経営方針及び事業の状況について定期的な検討を行い、適正かつ効率的なグループ経営を実施する。

なお、当社は、親会社の企業理念を共有しつつ、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、必ず取締役会に付議の上、決定する。

3. 監査に関する体制

(1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制

当社は、監査役が、内部監査部門である内部監査室との連携によりその監査実務を遂行する体制をとっており、この内部監査部門の充実を更に図ることで監査役の監査機能を強化していくこととし、監査役の職務を補助すべき者を置かない。

(2) 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役を補助すべき者を置かないので、本号に関する事項は定めない。

(3) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行なうとともに、法令の定める事項のほか代表取締役との協議により定めた報告すべき事項について、取締役から報告を受けることとする。

また、監査役会は、いつでも取締役及び従業員に対して事業の報告を求めることができる。

(4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査のために必要となる会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査するとともに、関係会社監査役会を定期的に開催し、グループとしての監査役監査の実効性を高める。

さらに、監査役は、会計監査人や内部監査部門と定期的な会合をもつなど、緊密な連携を図る。

また、必要に応じて会計監査人、弁護士、その他外部の専門家の意見を聞き情報交換を行うなど、連携を図ることができる。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、単位未満切捨により表示しております。
2. 本事業報告中の千株単位の株式数は、千株未満切捨により表示しております。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産 現金及び預金 受取手形及び売掛金 有価証券 商品及び製品 仕掛品 原材料及び貯蔵品 前払費用 繰延税金資産 その他 貸倒引当金	94,469 29,697 43,797 2,426 10,074 1,102 2,379 1,233 2,221 1,736 △200	流動負債 支払手形及び買掛金 短期借入金 1年内返済予定の長期借入金 リース債務 未払法人税等 未払消費税等 未払費用 賞与引当金 役員賞与引当金 設備関係支払手形 その他	47,785 28,007 455 825 58 3,415 875 3,657 4,087 87 1,798 4,515
固定資産 有形固定資産 建物及び構築物 機械装置及び運搬具 工具、器具及び備品 土地 リース資産 建設仮勘定	91,166 67,005 25,224 17,054 2,081 21,639 18 987	固定負債 社債 長期借入金 リース債務 繰延税金負債 退職給付引当金 役員退職慰労引当金 その他	4,226 200 978 93 157 2,354 395 47
無形固定資産 その他	2,646 2,646	負債合計	52,012
		純 資 産 の 部	
投資その他の資産 投資有価証券 長期貸付金 長期前払費用 敷金及び保証金 保険積立金 繰延税金資産 その他 貸倒引当金	21,513 12,000 84 482 2,475 3,321 2,515 770 △137	株主資本 資本金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 為替換算調整勘定 新株予約権 少数株主持分	133,893 11,750 9,270 117,789 △4,916 804 △154 △649 81 453
		純資産合計	133,623
資産合計	185,635	負債・純資産合計	185,635

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成20年 4月 1日)
至 平成21年 3月31日)

(単位：百万円)

売上高		235,895
売上		182,267
販売費及び一般管理費		53,628
営業外収益		37,940
営業外費用		15,687
受取利息	142	
受取配当金	362	
保険返戻金	150	
持分法による投資利益	46	
受取技術料	336	
負のれん償却額	92	
その他	465	1,595
営業外費用		
支払替利差	41	
為替	197	
保険解約	125	
その他	31	395
経常利益		16,887
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	0	
受取補償金	819	820
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	132	
投資有価証券売却損	25	
投資有価証券評価損	1,455	
たな卸資産評価損	145	
事業整理	867	
その他	10	2,638
税金等調整前当期純利益		15,069
法人税、住民税及び事業税	6,640	
法人税等調整額	△352	6,287
少数株主損失		9
当期純利益		8,791

連結株主資本等変動計算書

(自 平成20年 4月1日)
(至 平成21年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成20年 3月31日残高	11,750	9,270	111,784	△4,916	127,888
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減			△10		△10
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,774		△2,774
当期純利益			8,791		8,791
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	6,016	△0	6,016
平成21年 3月31日残高	11,750	9,270	117,789	△4,916	133,893

	評価・換算差額等			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	其他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成20年 3月31日残高	1,213	△13	1,200	71	103	129,263
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減						△10
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△2,774
当期純利益						8,791
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,368	△635	△2,004	9	349	△1,645
連結会計年度中の変動額合計	△1,368	△635	△2,004	9	349	4,371
平成21年 3月31日残高	△154	△649	△804	81	453	133,623

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 24社

(国内)	
トッパン・フォームズ東海(株)	トッパン・フォームズ関西(株)
トッパン・フォームズ・オペレーション(株)	トッパン・フォームズ西日本(株)
トッパン・フォームプロセス(株)	北海道トッパン・フォームズ(株)
テクノ・トッパン・フォームズ(株)	香川ビジネスフォーム(株)
山陽トッパン・フォームズ(株)	沖縄ビジネスフォーム(株)
トッパン・フォームズ・サービス(株)	(株) ジ ク シ ス
(株) K C F	(株) ト ス コ
(株) テ イ ・ エ ス ・ エ イ	
(海外)	
T . F . カ ン パ ニ ー 社	トッパン・フォームズ・インフォメーション・システムズ(上海)社
トッパン・フォームズ(シンガポール)社	トッパン・フォームズ・コンピュータ・システムズ社
トッパン・フォームズ(香港)社	マンソン・コンピュータ・フォーム社
トッパン・フォームズ・カード・テクノロジーズ社	トッパン・フォームズ(アメリカ)社
深セン瑞興印刷有限公司	

すべての子会社を連結しております。

なお、当連結会計年度において新規に株式を取得した(株)トスコを連結の範囲に含めております。これに伴い、(株)トスコの子会社である(株)ティ・エス・エイを連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 6社

(国内)	
(株) テ イ エ フ メ デ イ エ イ ト	
(海外)	
北京三盾カード技術有限公司	北京トッパン・フォームズ社
データ・プロダクツ・トッパン・フォームズ社	トッパン・フォームズ(コロンボ)社
C F Mトッパン・フォームズ(マレーシア)社	

すべての関連会社に持分法を適用しております。

当連結会計年度において破産手続きを完了したグローバル・カード・テクノロジー(株)を持分法適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

海外の連結子会社のうち、T . F . カンパニー社、他7社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在における各社の貸借対照表および損益計算書を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有 価 証 券

売買目的有価証券……………時価法（売却原価は総平均法により算定）

満期保有目的の債券……………償却原価法

その他有価証券

 a. 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定）

 b. 時価のないもの……………主として総平均法による原価法

 なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②デ リ バ テ ィ ブ……………時価法

③た な 卸 資 産

商品(サブライ)・原材料・貯蔵品……………主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

商品(機器)・製品・仕掛品……………主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

①有形固定資産(リース資産を除く)……………主として法人税法の規定に基づく定率法

ただし、当社および国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

（追加情報）

当社の機械装置のうちデジタル印刷機に係るものについては、従来耐用年数を10年としておりましたが、当連結会計年度より4年に変更しました。

この変更は、平成20年度税制改正を契機として耐用年数を見直したことに伴うものであります。

これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は1,055百万円減少しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)……………主として法人税法の規定に基づく定額法

ただし、当社および国内連結子会社における自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

③リ ー ス 資 産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④長 期 前 払 費 用……………定額法

(3) 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産および負債並びに収益および費用は、決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度において負担すべき見積額を計上してお

ります。

③役員賞与引当金

当社は役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

④退職給付引当金

当社および主要な国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に未認識過去勤務債務および未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した見込額に基づき、当連結会計年度の末日において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により発生年度から費用処理することとしております。

また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑤役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

また、当社は平成18年6月29日開催の定時株主総会の日をもって、役員退職慰労金制度を廃止しております。なお、当該総会までの在任期間に対応する役員退職慰労金相当額については、役員退職慰労引当金に計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

主として、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. 為 替 予 約……………外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引
- b. 金利スワップ……………借入金

③ヘッジ方針

主として、当社の経理本部の管理のもとに、将来の為替・金利変動リスク回避のためにヘッジを行う方針であります。

④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(7) のれんおよび負ののれんの償却に関する事項

のれんおよび負ののれんの償却は、投資効果の発現する期間にわたり均等償却を行う方針であります。

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価方法は、支配獲得時において全面時価評価法によっております。

6. 連結計算書類作成の為の基本となる重要な事項の変更

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、商品(サプライ)・原材料・貯蔵品は主として先入先出法による原価法、商品(機器)・製品・仕掛品は主として個別法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、商品(サプライ)・原材料・貯蔵品は主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)、商品(機器)・製品・仕掛品は主として個別法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)により算定しております。

これにより、当連結会計年度の営業利益および経常利益は、それぞれ35百万円減少し、税金等調整前当期純利益は180百万円減少しております。

(2) リース取引に関する会計基準

当社および国内子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号、平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)を適用し、通常の売買に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益への影響額は軽微であります。

(3) 連結財務諸表における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取り扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これによる、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益への影響は発生しておりません。

7. 連結貸借対照表における表示方法の変更

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内各府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。

連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

88,056百万円

(2) 保証債務残高

従業員住宅借入保証金 11百万円

(3) 担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりであります。

担保資産	
定期預金	24百万円
建物	81百万円
土地	149百万円
合計	254百万円
担保付債務	
短期借入金	100百万円
長期借入金	1,185百万円
社債	200百万円
合計	1,485百万円

なお、根抵当権の極値額は、468百万円であります。

連結損益計算書に関する注記

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、たな卸資産評価損が売上原価に35百万円含まれております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度増加 株式数（千株）	当連結会計年度減少 株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式 普通株式	115,000	—	—	115,000
合計	115,000	—	—	115,000

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計 年度末残高 (百万円)
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	81
	合計	81

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,387	12.5	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年10月31日 取締役会	普通株式	1,387	12.5	平成20年9月30日	平成20年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後に予定されているもの

株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	1,387	利益剰余金	12.5	平成21年3月31日	平成21年6月29日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(平成21年3月31日現在)

繰延税金資産	賞与引当金	1,625百万円
	未払事業税	325
	減価償却費損金算入限度超過額	58
	退職給付引当金	1,294
	役員退職慰労引当金	161
	貸倒引当金損金算入限度超過額	87
	投資有価証券等評価損	563
	会員権評価損	204
	その他有価証券評価差額金	102
	その他	586
	繰延税金資産小計	5,011
	評価性引当金	△221
	繰延税金資産合計	4,789
繰延税金負債	未分配剰余金	△50
	海外子会社減価償却費	△97
	その他	△61
	繰延税金負債合計	△209
	繰延税金資産の純額	4,579

繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	2,221百万円
固定資産－繰延税金資産	2,515
固定負債－繰延税金負債	△157

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産の主なものは、下記のとおりであります。

なお、金額は未経過リース料となります。

機械装置	I M T 製造設備 (日野工場)	767百万円
機械装置	I M T 製造設備 (福生工場)	273百万円

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,199円04銭
1株当たり当期純利益	79円20銭

ストック・オプションに関する注記

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

		平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	
		ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション	
内容	付与対象者の区分及び数	当社取締役	16名	当社取締役	14名	
		当社従業員	14名	当社従業員	18名	
				当社従業員	19名	
	株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式	151,000株	普通株式	182,000株	普通株式
					211,000株	
	付与日	平成14年7月1日	平成15年7月1日	平成16年7月1日	平成17年7月1日	
	権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2	
	対象勤務期間	自 平成14年7月1日	自 平成15年7月1日	自 平成16年7月1日	自 平成17年7月1日	
		至 平成15年6月30日	至 平成16年6月30日	至 平成17年6月30日	至 平成18年6月30日	
	権利行使期間	自 平成15年7月1日	自 平成16年7月1日	自 平成17年7月1日	自 平成18年7月1日	
至 平成20年6月30日		至 平成21年6月30日	至 平成22年6月30日	至 平成23年6月30日		
規模及び変動状況(注)3	ストック・オプションの数	権利確定前				
		前連結会計年度末	—	—	—	
		付与	—	—	—	
		失効	—	—	—	
		権利確定	—	—	—	
	未確定残	—	—	—		
	権利確定後					
	前連結会計年度末	69,000	54,700	125,000	160,000	
	権利確定	—	—	—	—	
	権利行使	—	—	—	—	
失効	69,000	—	—	3,000		
未行使残	—	54,700	125,000	157,000		
単価情報	権利行使価格	2,131	1,255	1,575	1,308	
	行使時平均株価	—	—	—	—	
	公正な評価単価(付与日)	—	—	—	—	

		平成18年	平成19年	
		ストック・オプション	ストック・オプション	
内容	付与対象者の区分及び数	当社取締役	14名	
		当社従業員	28名	
			当社取締役	15名
	株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式	212,000株	普通株式
				245,000株
	付与日	平成18年7月14日	平成19年7月17日	
	権利確定条件	(注)2	(注)2	
	対象勤務期間	自 平成18年7月14日	自 平成19年7月17日	
		至 平成19年6月30日	至 平成20年6月30日	
	権利行使期間	自 平成19年7月1日	自 平成20年7月1日	
至 平成24年6月30日		至 平成25年6月30日		
規模及び変動状況(注)3	ストック・オプションの数	権利確定前		
		前連結会計年度末	—	
		付与	245,000	
		失効	—	
		権利確定	—	
	未確定残	—		
	権利確定後			
	前連結会計年度末	207,000		
	権利確定	—		
	権利行使	—		
失効	17,000			
未行使残	190,000			
単価情報	権利行使価格	1,734		
	行使時平均株価	—		
	公正な評価単価(付与日)	198		

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 権利確定条件は付しておりません。
3. 当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

2. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

3. 連結計算書類への影響額

販売費及び一般管理費 9百万円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他

本連結計算書類中の記載金額は、単位未満切捨てにより表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月19日

トッパン・フォームズ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 友 田 和 彦 ㊟
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 戸 田 栄 ㊟
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トッパン・フォームズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トッパン・フォームズ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸 借 対 照 表

(平成21年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流 動 資 産 83,138 現金及び預金 24,876 受取掛手形 4,344 売掛金 35,586 有価証券 2,426 商品及び製品 9,019 仕掛品 302 原材料及び貯蔵品 809 前払費用 9 前未収入金 633 繰延税金資産 2,292 その他貸倒引当金の金 1,080 倒引当金の金 1,946 倒引当金の金 △189 固 定 資 産 89,125 有形固定資産 64,688 建物 23,691 構築物 338 機械及び装置 16,431 車両運搬具 18 工具、器具及び備品 1,862 土地 21,341 一ス資産 15 建設仮勘定 987 無形固定資産 2,499 特許権 6 借地権 695 ソフトウェア 1,676 電話加利用 119 水道施設 1 投資その他の資産 21,938 投資有価証券 10,888 関係会社株 3,598 自己株 0 破産更生債権等 75 長期前払費用 446 敷金及び保証金 1,559 保険積立金 3,163 ゴルフ会立員金 443 繰延税金資産 1,655 その他貸倒引当金の金 243 倒引当金の金 △137	流 動 負 債 43,212 支払掛手形 3,621 買掛金 28,722 買入掛金 5 未払税金等 2,771 未払法人税等 2,039 未払消費税 480 未払費用 1,989 前受り入金 122 前払賞与 139 賞与引当金 1,756 役員賞与引当金 87 役員関係の支払手形 1,358 その他 116 固 定 負 債 663 役員退職慰勞引当金 193 退職給付引当金 10 退職給付引当金 460
	負 債 合 計 43,876
	純 資 産 の 部
	株 主 資 本 128,456 資本金 11,750 資本剰余金 9,270 資本利益剰余金 9,270 利益剰余金 112,352 その他利益剰余金 2,619 その他利益剰余金 109,733 別途積立金 101,195 繰越利益剰余金 8,537 自己株 △4,916 評価・換算差額等 149 その他有価証券評価差額金 △149 新株予約権 81
	純 資 産 合 計 128,387
資 産 合 計 172,264	負 債 ・ 純 資 産 合 計 172,264

損 益 計 算 書

(至 平成20年 4 月 1 日)
(至 平成21年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

売 上 高		216,840
売 上 原 価		172,043
売 上 総 利 益		44,796
販売費及び一般管理費		35,296
営 業 利 益		9,499
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	116	
有 価 証 券 利 息	51	
受 取 配 当 金	2,789	
為 替 差 益	2	
設 備 賃 貸 料	3,833	
受 取 技 術 料	336	
そ の 他	758	7,888
営 業 外 費 用		
賃 貸 費 用	3,444	
そ の 他	163	3,608
経 常 利 益		13,779
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	130	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	13	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,455	
そ の 他	150	1,750
税引前当期純利益		12,029
法人税、住民税及び事業税	4,311	
法 人 税 等 調 整 額	△283	4,027
当 期 純 利 益		8,002

株主資本等変動計算書

(自 平成20年 4月 1日
至 平成21年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他の利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
平成20年 3月31日残高	11,750	9,270	9,270	2,619	96,195	8,310	107,125	△4,916	123,228
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△2,774	△2,774		△2,774
当期純利益						8,002	8,002		8,002
自己株式の取得								△0	△0
別途積立金の積立					5,000	△5,000	—		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	5,000	227	5,227	△0	5,227
平成21年 3月31日残高	11,750	9,270	9,270	2,619	101,195	8,537	112,352	△4,916	128,456

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成20年 3月31日残高	1,213	1,213	71	124,513
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△2,774
当期純利益				8,002
自己株式の取得				△0
別途積立金の積立				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△1,363	△1,363	9	△1,353
事業年度中の変動額合計	△1,363	△1,363	9	3,874
平成21年 3月31日残高	△149	△149	81	128,387

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

売買目的有価証券……………時価法（売却原価は総平均法により算定）

満期保有目的の債権……………償却原価法

子会社株式及び関連会社株式……………総平均法による原価法

その他有価証券

a. 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

b. 時価のないもの……………主として総平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②デリバティブ……………時価法

③たな卸資産

商品(サプライ)・原材料・貯蔵品……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

商品(機器)・製品・仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

①有形固定資産(リース資産を除く)……………法人税法の規定に基づく定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

（追加情報）

機械装置のうちデジタル印刷機に係るものについては、従来耐用年数を10年としておりましたが、当事業年度より4年に変更しました。

この変更は、平成20年度税制改正を契機として耐用年数を見直したことに伴うものであります。

これにより、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益は、1,055百万円減少しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)……………法人税法の規定に基づく定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④長期前払費用……………定額法

(3) 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支給見込額のうち、当事業年度において負担すべき見積額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した見込額を計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により発生年度から費用処理することとしております。

また、数理計算の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

⑤役員退職慰勞引当金

役員の退職慰勞金支給に充てるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しておりましたが、平成18年6月29日開催の定時株主総会の日をもって、役員退職慰勞引当金制度を廃止しております。

なお、当該総会までの在任期間に対応する役員退職慰勞金相当額については、役員退職慰勞引当金に計上しております。

(5) 重要な会計方針の変更

①重要な資産の評価基準および評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、商品(サプライ)・原材料・貯蔵品は主に先入先出法による原価法、商品(機器)・製品・仕掛品は主として個別法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、商品(サプライ)・原材料・貯蔵品は主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿切り下げの方法)、商品(機器)・製品・仕掛品は主として個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿切り下げの方法)により算定しております。

これにより、当事業年度の営業利益および経常利益は、それぞれ35百万円減少し、税引前当期純利益は180百万円減少しております。

②リース取引に関する会計基準

所有移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

これによる当事業年度の営業利益および経常利益への影響は軽微であります。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

81,720百万円

2. 保証債務残高

- (1) 関係会社借入金（保証予約及び経営指導念書の差入れによる保証を含む）
T. F. カンパニー社 50百万円
(4百万香港ドル)
- (2) 従業員住宅借入保証金 11百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 6,219百万円
短期金銭債務 10,813百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高 11,135百万円
仕入高 76,067百万円
その他の営業取引高 25,330百万円
営業外取引高 6,652百万円

2. 売上原価に含まれるたな卸資産評価損

期末たな卸は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、たな卸資産評価損が売上原価に35百万円含まれております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式(注)	4,003	0	—	4,003
合計	4,003	0	—	4,003

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加8株であります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(平成21年3月31日現在)

繰延税金資産	賞与引当金	710百万円
	未払事業税	205
	減価償却費損金算入限度超過額	58
	退職給付引当金	533
	役員退職慰労引当金	78
	貸倒引当金損金算入限度超過額	87
	投資有価証券等評価損	559
	会員権評価損	180
	その他有価証券評価差額金	102
	その他	220
	繰延税金資産合計	<u>2,735</u>

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	1,080百万円
固定資産－繰延税金資産	1,655

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している固定資産の主なものは、下記のとおりであります。

なお、金額は未經過リース料となります。

機械装置	I M T 製造設備 (日野工場)	767百万円
機械装置	I M T 製造設備 (福生工場)	273百万円

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,155円95銭
1株当たり当期純利益	72円10銭

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	名称または氏名	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 の所有 または 被所有 割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
						役員 の 兼任 (名)	事業上の関係				
親会社	凸版印刷(株)	東京都 台東区	104,986	印刷事業	60.7	2	印刷物・材料 ・商品の販売 及び購入	製品・商 品の販売	8,580	受取手形 ・売掛金	2,229
子会社	トッパン・フォームズ 東海(株)	静岡県 浜松市	100	印刷事業	100.0	3	ビジネスフォ ームの製造委 託	仕入 貸貸収入	21,989 1,408	買掛金	2,602
子会社	トッパン・フォームズ ・オペレーション(株)	東京都 港区	100	その他の 事業	100.0	1	コンピュータ の運用・管理、 プログラムの 開発委託	仕入	10,550	買掛金	2,983
子会社	T. F. カンパニー社	中国 香港	40百万 HK\$	印刷事業	100.0	3	資金の貸付	製品・商 品の販売	72	貸付金	940

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 上記役員の兼任は、当社役員を対象としており、当社従業員は含まれておりません。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他

本計算書類中の記載金額は、単位未満切捨てにより表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月19日

トッパン・フォームズ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 友 田 和 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 戸 田 栄 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トッパン・フォームズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の本業務の適正を確保するために必要な体制(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項及び第3項)の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あたる監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あたる監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月20日

トッパン・フォームズ株式会社 監査役会
常任監査役 永田 明 裕 ㊞
常勤監査役 小山内 鑑 爾 ㊞
常勤監査役 澤 田 孝 志 ㊞
監査役 佐久間 国 雄 ㊞
監査役 外 山 孟 ㊞

(注) 監査役永田明裕、佐久間国雄および外山孟は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第55期の期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の積極的な事業展開を勘案いたしまして以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額
 当社普通株式1株につき金12円50銭
 配当総額 1,387,460,475円

株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、1株につき12円50銭とさせていただきたく存じます。なお、中間配当金として12円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき25円となります。

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
 平成21年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の項目とその額
 別途積立金 5,000,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目とその額
 繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、現行定款を以下のとおり変更するものであります。

- ① 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において、株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第7条(株券の発行)を削除するものであります。
- ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- ③ 会社法第221条の定めにより、株券喪失登録簿は決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、付則に所要の規定を設けるものであります。
- ④ その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 <u>(株券の発行)</u> 第7条 当会社の株式については、株券を発行する。 2. 前項の規定にかかわらず、当会社は <u>単元未満株式に係る株券は発行しないことができる。</u>	第2章 株 式 (削 除) (以下の条文数は繰り上がる)
(単元未満株主の権利制限) 第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (以下は記載省略)	(単元未満株主の権利制限) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (以下は現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売り渡し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>(付則の新設)</p>	<p>付則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>本付則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役河野通剛氏は本定時株主総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	当社発行株式の所有数
福嶋賢一 (昭和31年11月1日生)	昭和54年3月 当社入社 平成16年10月 当社営業統括本部首都圏事業部第三営業本部長 平成19年4月 当社営業統括本部首都圏事業部副事業部長 平成21年4月 当社営業統括本部統括副本部長 現在に至る	5,369株

(注) 取締役候補者福嶋賢一氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evot.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイヤーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成21年6月25日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evot.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否ご入力ください。
- (2) 株主様以外の方による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効と取扱わさせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(ダイヤルアップ接続料金・電話料金等)は、株主様のご負担となります。

以 上

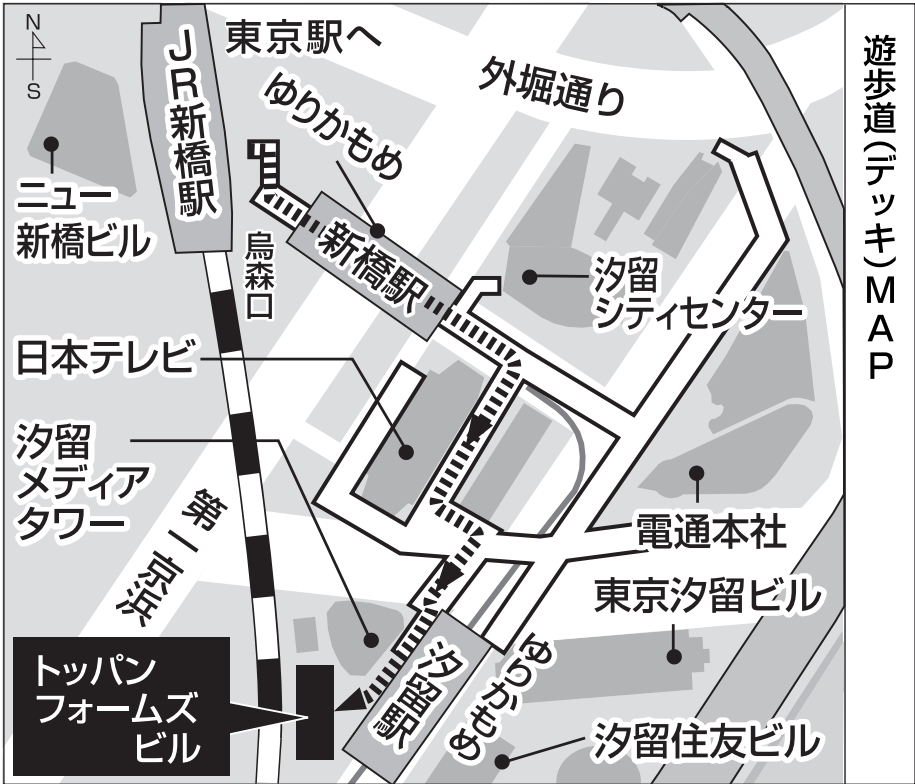
システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
電話 0120-173-027
(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

その他ご不明な点についてのお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-232-711
(受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00、通話料無料)

株主総会会場ご案内略図 1

(遊歩道からのルート)

会場 東京都港区東新橋一丁目7番3号
トッパンフォームズビル1階ホール



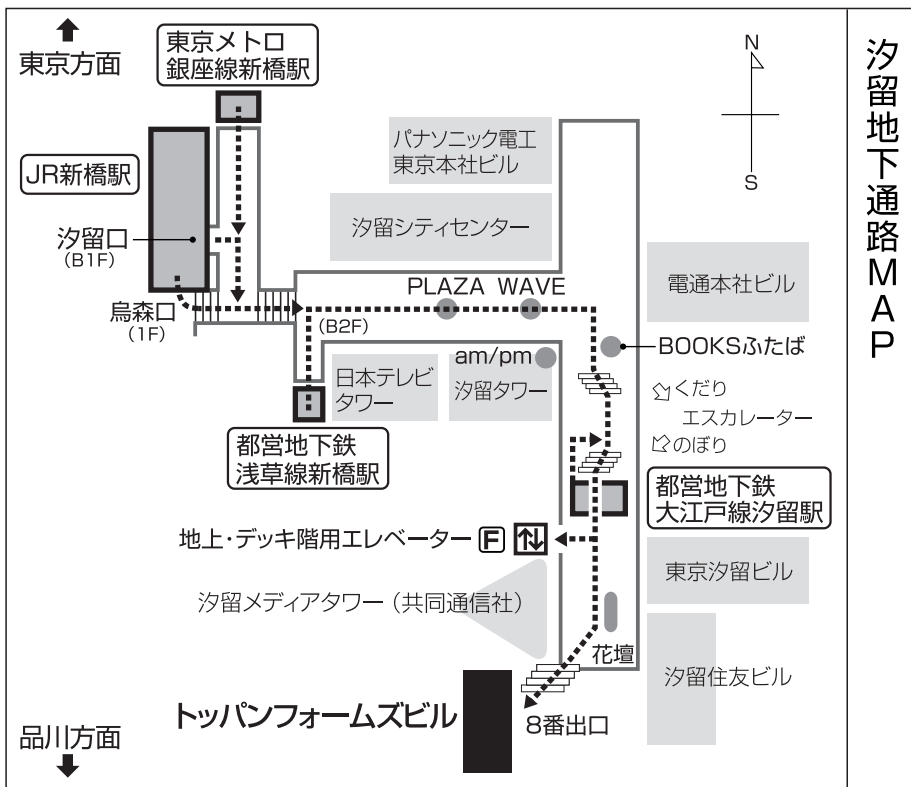
- ・ JR「新橋駅」より徒歩約8分
- ・ 東京臨海新交通ゆりかもめ「汐留駅」より徒歩約1分

なお、駐車スペースが少ないためお車でのご来場はご遠慮ください。
(地下通路からのルートは次頁ご案内略図2をご覧ください。)

株主総会会場ご案内略図 2

(地下通路からのルート)

会場 東京都港区東新橋一丁目7番3号
トッパンフォームズビル1階ホール



- ・ JR、東京メトロ銀座線、都営地下鉄浅草線「新橋駅」より徒歩約8分
- ・ 都営地下鉄大江戸線「汐留駅」より徒歩約2分
- ・ 地下通路から地上(1F)へは、地上・デッキ階用エレベーター**F**がご利用になれます。

なお、駐車スペースが少ないためお車でのご来場はご遠慮ください。
(遊歩道からのルートは前頁ご案内略図1をご覧ください。)